

Title	戦時炭礦労働事情論：筑豊炭山の事例を中心にして
Sub Title	The labour conditions of the wartime coal industry in Japan : mainly about the Chikuho District
Author	田中, 直樹(Tanaka, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.6 (1981. 6) ,p.395- 408
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	米山桂三先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810615-0395

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦時炭礦労働事情論

— 筑豊炭山の事例を中心に —

田 中 直 樹

- 一 は し が き
- 二 炭礦労働力の疲弊化
- 三 石炭増産計画の限界と破綻
- 四 む す び

一 は し が き

本稿は、昭和十二(一九三七)年七月の日中戦争勃発から太平洋戦争を経て同二十年八月の敗戦に至る戦時体制下の八年間、「生産力拡充計画」、「物資動員計画」が実施される過程で、日本石炭産業が最も腐心した炭礦労働問題について考察することを⁽¹⁾ 目的としている。筆者はこの問題に関してすでに拙い論稿を発表しており、本稿はその続きであり補論でもある。

周知のように、日本石炭産業は初発から自然的な稼行条件の制約と相俟つて、常に多数の坑夫を雇傭せざるをえなかつ

た。坑夫の多くは農村地域からの出身者で占められたが、かれらの中には農閑期を利用した季節夫もいたため、熟練坑夫として蓄積されることは少なかつた。

昭和初期のいわゆる合理化過程で、財閥系を中心にした石炭鉱業聯合会（以下、聯合会と略称）の加盟炭礦では技術的に限界があつたにしてもそれなりの成果を収め、本来の熟練坑夫も企業別に蓄積され始め、その育成も効果をあげつつあつた。²⁾しかしながら、戦前における日本石炭産業の合理化の波及は昭和八年頃で停止し、出炭能率の急上昇、坑夫数の大幅な減少、切羽の集約化、機械採炭への萌芽といった傾向は、その後徐々に後退し、再び切羽、鉱夫数の増加を以つて増産の要請に応えざるをえなくなつていく。戦時統制下では、坑夫をいかに確保するかが最大の関心事となり技術的な側面への配慮は全くと云つてよいほど無視された。無視と云うよりそれへの余裕が無かつたと表現した方が妥当であろう。

後に述べるように伝統的な労働力調達機構は、「職業紹介法」の改正（昭和十三年四月一日公布、七月一日施行）、「労務者募集規則」（同年六月二十九日公布、七月一日施行）、或いは「國家総動員法」（同年四月一日公布、七月一日施行）によつて坑夫募集の活動を大幅に制約されていく。すなわち、国の管掌の下に労務の需給調整が図られ、昭和十四年七月労務動員計画が策定されるや、職業紹介機関は、本来の目的である職業紹介業務から次第に労務統制の方向へ移行していった。

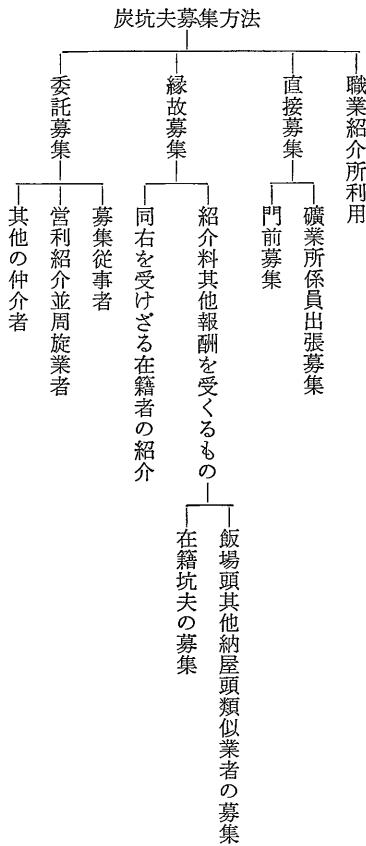
独自の坑夫募集制度を構築してきた日本石炭産業は、戦時労務統制へいかに対処し、逼迫した坑夫需要を充足したか、考察の主たる対象はここにある。

(1) 「戦時下に於ける炭鉱労働者について―労働力構成を中心にして―」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』、第九号、昭和十四年三月。「戦時期における朝鮮人鉱夫の雇傭状態―筑豊炭山の事例を中心にして―」（近代民衆の記録）一〇所収、昭和五十三年。

(2) この点については、荻野喜弘と共同執筆「保護鉱夫問題と採炭機構の合理化―鉱夫労務扶助規則を中心にして―」（『エネルギーと経済発展』）第四六回社会経済史学会大会共通論題報告集」所収、昭和五十四年）で私見を述べている。

二 炭礦労働力の疲弊化

日本石炭産業の発展過程で、企業は独自の労働力調達機構を形成してきた。坑夫は、直接・間接を問わず、坑夫募集人によつて主に貧農層から調達され続けてきた。また、農閑期を利用して定期的に炭礦へ出稼をする階層があり、かれらは炭礦よりこの募集人との人間関係の絆を堅持していた。いま、昭和十年頃の坑夫募集方法を簡略に示せば次のとおりである。⁽¹⁾



ところで、昭和十二年夏以降における戦線の深化・拡大は、戦時諸立法が制定されていくにつれ、旧来の労働力調達機構を徐々に突き崩していった。戦時による労働行政の変容、応召等による農村労働人口の減少、枯渇は、それへの依存度がきわめて高い炭礦へ深刻な打撃を与え始めた。⁽²⁾

十二年九月、商工省は聯合会の答申を基本にして「石炭増産需給五ヶ年計画」(昭和十二年度～同十六年度)を策定するが、同会は計画実施にあたり「炭礦稼働者補充増員ニ関スル陳情書」⁽³⁾を商工大臣へ提出した。すでにそこには(一)朝鮮人労働者の大幅

な増加、(二)保護坑夫の雇傭制限緩和、(三)就業時間制限の緩和の案文が見出され、その頃より慢性的な坑夫不足対策への布石がなされた。⁽⁴⁾ 国家の要請に呼応すべく増産体制が敷かれ、坑夫充足は日を追つて焦眉の急となつた。

ところが「改正職業紹介法」や「労務者募集規則」によつて公的機関の制約が加えられていくにしろ、引続き旧来の方法で坑夫不足の解消にあたらざるを得なかつた。「軍需労務要員の充足を図るためには、国策に順応した労働力の供給が行われるよう指導する必要があるがあつた。然しながら職業紹介機関の現状〔昭和十二年頃〕はその機構や人員からみて期待できる体制になく、殊に農村地方における職業紹介所の活動はその分布の不適正、内容の貧弱等の理由から、はなはだ不十分の状態で円滑な労働力の供給を望むべくもなかつた⁽⁵⁾」。昭和十三年四月の改正職業紹介法以降もこの體質を拭うことが出来なかつたし、聯合会も旧来の方法による継続を強く要望した⁽⁶⁾。

たとえば、十五年上期の聯合会加盟炭礦坑夫募集実績(全国)六五、〇八七(日本人)人中、職業紹介所からの採用者数は僅かに六、六三六(一〇・二%)人である。この状況が、その後も続くことは、表一から明らかであらう。すなわち、「其他国内ニテ募集ノ者」(縁故・紹介募集、「募集従事者ニヨル者」の比重が圧倒的に高く、「紹介所又ハ指導所ニヨル者」の採用者数は、十五年十二月以降増加していく傾向にあるとはいへ、太平洋戦争開始直前まで低い割合であつた。

三井三池炭礦の場合、採・運炭夫の採用人員数は次のとおりである。

十二年「募集採用人員」一、八〇五人、「紹介〔縁故〕採用人員」一、六六七人、十三年三、四二二人・一五四八人、十四年五、〇七五人・三〇五七人⁽⁷⁾で、毎月の「労務者募集状況報告」を一瞥するかぎり、表一と同一傾向で、職業紹介所からの採用人員はきわめて少ない。移動率が非常に高いのが炭礦労働力の特質(表一参照)、であるが、同炭礦の場合、坑夫在籍者(昭和十五年)一六、〇〇〇〜一七、〇〇〇人中、毎月九〇〇〜一、四〇〇人が離山しており、最低限、解雇者数相当の坑夫を必要としたが、一般坑夫の充当は容易でなかつた。緊要の問題を全面的に、職業紹介所へ依存することは非現実的で

あり、また公的機関もそれだけの調達能力を持ち合わせていなかった。

ここに、石炭生産力拡充計画の遂行上、朝鮮人労働者、勤労報国隊が炭礦労働の一翼を担われるに至り、年を経るに従い前者への負担が増していった。強制による朝鮮人の労力移入は、「昭和十四年度労務動員実施計画綱領」（十四年七月四日閣議決定）で第一次分八五、〇〇〇人が目標とされるや、同年秋より朝鮮人坑夫が急増していった（表一参照）。朝鮮人は、すでに大正中期以降、炭礦労働者として多数が雇傭されており、関係者の期待も大きかったが任意と強制では労働の質に差異がありすぎた。

勤労報国隊（短期労働者）は、「国民勤労報国協力令」（昭和十六年十一月二十二日公布）の施行以降、本格的に炭山へ雇傭されるが、すでにそれ以前から「冬季鉱山勤労報国隊」、「夏季鉱山勤労報国隊」として試傭されていた。

十六年上期聯合会加盟炭礦（筑豊）における坑夫募集計画は、「内地農漁村ヨリ募集予定ノ者」二五、六三四人、「都市転業者ヨリ募集予定ノ者」五、六七九人、「朝鮮ヨリ移入予定ノ者」六、五五〇人、合計三七、八六三人であつた。上期の雇入実績は三三、一二二人で、その内訳は、一般一七、一七〇（五一・八％）人、短期九、一四四（二七・六％）人、朝鮮人六、八〇八（二〇・六％）人となつてゐる。坑夫の充足率（朝鮮人を除く）は八四％であつたが、勤労報国隊はもはや不可欠の存在となつた。昭和十六年一月～同年三月にかけて、十五年度の石炭生産目標五、八〇〇万噸を達成すべく「全国石炭増産強調期間」が実施される中で炭礦労働へ特に力点が置かれ、また短期日とは云え勤労報国隊が果たした役割は大きかつた。たとえば聯合会第四回労務担当會議（十六年五月）では、かれらを評価し次回の増産運動には再雇傭、期間の延長を上申している。昭和十五年十二月～同十六年三月における「紹介所又ハ指導所ニヨル者」が急増しているのもこのためである（表一参照）。

質的に比較的優良な坑夫を擁してきた三池炭礦も、「各月共一千名乃至二千名ノ不足ヲ示シ減産ノ最大原因」から十七年七月以降、短期労働者、朝鮮人労働者の比重を増していったが、この時期でのかれらの雇傭は他の炭礦に較べて最も遅いと

いえよう。同炭礦での十七年七月～同年十二月における所要人員充足計画数は以下のとおりである。⁽⁹⁾

縁故・紹介・直入九〇〇人、国民指導所紹介六〇〇人、勤勞報國隊二、〇〇〇人、朝鮮人一、五〇〇人。

表一は、明治平山第五坑における「職種別坑夫雇入人員表」である。第五坑のみの集計で明治平山炭礦の全容を判断することは早計であり、他坑(第一、第二、第三、第六坑)の『勞務員移動簿』をも分析しなくてはならないが、大方の動向を推察することは可能であろう。昭和十六年とりわけ十七年以降、坑内作業の主力に朝鮮人、勤勞報國隊が雇傭されたことは明白である。『勞務員移動簿』によると勤勞報國隊の出身地は、近隣地帯だけでなく、西日本各県に及んでおり、農村地域ばかりか、商業、工業地域からも供出されている。

勤勞報國隊は当初においてこそ「時局ヲ認識シ稼働状況其他ノ成績見ルベキモノアリ」と期待されたが、あくまで臨時夫であり未熟練者でかつ非能率なことから、関係者の関心事は一般坑夫の雇用増大にあつた。⁽¹⁰⁾一般坑夫の増員がきわめて困難で勤勞報國隊も能率の点で期待薄のため、坑夫増員の対象は朝鮮人へ向けられた。たとえば或る炭礦の幹部は次のように述べている。「現在(十七年十一月)最も能率向上の妨げとなつておるのは勤勞報國隊制度であります、之が対策といたしましては定住勞務者の増加、昨今は朝鮮人による外ありませんが、この朝鮮人を少々増加して、報國隊は雑役の加勢にまわし度いと思つております」。⁽¹¹⁾

図一は、三菱飯塚礦業所での在籍坑夫調査表であるが、朝鮮人坑夫の存在がいかに大きかつたかを如実に示している。地域あるいは個別炭礦によつて労働力構成はかなりの差異がみられるが、三菱飯塚礦業所の場合、朝鮮人坑夫の比重は非常に高かつた。三菱筑豊礦業所(新入、鯉田、方城、上山田)でもすでに十六年十月現在、朝鮮人坑夫は約二、二〇〇人在籍し、坑内夫に対する割合は二九％に達しており、聯合会(筑豊)の平均一八・三％をかなり上回っている。三菱飯塚礦業所では、十九年九月、六三％(坑内夫比)の高率を示した。しかしながら、強制的に炭山へ送り込まれた朝鮮人全てが坑内労働に適格

であつたかは別問題で、表―3の朝鮮人逃亡者数がそのことを明示している。

昭和十九年における南樺太からの労務転換（明治平山の場合、朝鮮人）、工場勤労者の配置転換、あるいは挺身隊勤労学徒等の雇入は、炭礦での労働力構成をより一層複雑なものとした（表―2参照）。後で述べるように、石炭の生産量は、昭和十五年度を境に停滞・減産へ向い、十九年度に至り破綻をきたすが、取りも直さずそれは炭礦労働力の疲弊化にあつた。

なお、保護坑夫（主に女子坑夫）は、十四年八月鉱夫労役扶助規則の特例制定以後、坑内労働制限が緩和されるが（十九年九月末、福岡県内での坑内作業に占める割合は平均六・六五%である。¹²⁾女子坑内夫は炭礦によつて差異があり、概して中規模以下の炭礦に多い。ちなみに明治平山二一人（〇・八六%）、三菱飯塚七〇人（二・六%）、同上山田二四（〇・八六%）人、同総田二一（〇・六九%）人で、その人数はきわめて少ない。

(1) 河島幸助「農山村出身者の出稼と炭礦労働事情（下）」『職業紹介』第三巻第四号、昭和十年四月、四六頁。

(2) 日中戦争勃発による影響については次の報告がなされている。

「事変ノ直接ノ影響ヲ見ルニ応召鉱夫数ハ在籍鉱夫数ニ対比シ爾ク多数ニ上ルモノトハ謂ヒ得ザルベキモ応召者ハ概ネ身体強健技能優秀ナル鉱夫ノ中堅層ヲ形成スル者ニシテ其ノ退山ハ炭礦ノ生産能力ヲ減少セシムルコト尠カラズ随テ仮ニ炭礦ニ於テ応召者数ダケノ新規鉱夫ヲ得タリトスルモ到底従前ノ生産能力ヲ回復スルコトヲ得ザルハ明ニシテ此ノ点ハ特ニ注意セラルベキ所ニ属ス 次ニ事変ノ間接ノ影響トシテ応召者ノ統出ニ伴ヒ一般鉱夫中ニ応召者ノ送別会、歓送等ノ為欠勤スル者ヲ生ジ又ハ家事整理ノ為帰省スル者ヲ生ズル等出勤率及作業能率低下ヲ招来シタルコト茲ニ重工業殊ニ軍需工業ノ活況ヲ呈スルニ至リタル為軍需工場へ吸収セラルル労働者ノ激増ヲ見タルコトヲ得ベシ 斯クシテ炭礦ニ於ケル労働力ノ不足ハ日ヲ逐ウテ甚シキヲ如ヘツアリ而モ炭礦ニ於ケル現在生産力維持ノ為不足シ居ル労働者数ハ大炭礦（調査炭礦数四八）一一、三九〇名、中炭礦（調査炭礦数三五）三、九四一名、小炭礦（調査炭礦数七七）二、三五六名ニシテ其ノ必要労働者数ニ対スル不足率ハ大炭礦一〇%、中炭礦二〇%、小炭礦二六%、ナルヲ以テ労働者ノ不足ニ悩ム程度ハ小規模ノ炭礦トナルニ從ヒ甚シキモノト謂フベク各炭礦ニ於テハ募集費ノ増額募集地域ノ拡大其他アラユル方法ヲ講ジテ労働者ノ募集ニ狂奔シツアルモ従来主要ナル労働力ノ供給地タリシ農村自体ニ於テモ多数ノ応召者ヲ出シ余剩労働力ヲ存セザルニ至リタル為此ノ方面ヨリノ労働力補充ハ次第ニ大ナル期待ヲカクルコトヲ得ザルコト為レリ」（福岡鉱山監督局『支那事変ノ石炭採業ニ及ボセル影響』昭和十二年九月）。

(3) 聯合会は、石炭供給五ヶ年計画の実施にあたり、昭和十六年度まで応召による欠員補充とは別に、次の補充所要人員を計上している。

技術員五、四五七人、事務員三、一〇三人、炭坑夫二二三、七八〇人。ちなみに、十二年十月末現在の応召者数は、聯合会九州関係分で六、一七二人(筑豊四、二一八人、肥筑七一人、推薦一、二四〇人)である。

なお、聯合会加盟炭礦(九州関係分)は以下のとおりである。

筑豊―三菱、貝島、三井、明治、嘉穂、麻生、九州、古河、大正、住友、藏内、中津原、東邦、肥筑―明治、粕屋、矢岳、杵島、大鶴、住友、龜山、松浦、三菱。推薦評議員炭礦―三池、松島、岩屋、崎戸、高島。詳細は『石炭(鉱業)聯合会議事録』(自昭和十二年一月至昭和十三年十一月)を参照された。

(4) この意味で、聯合会常務理事茂野吉之助が、十二年十月六日付で会員へ発した「商工省へ提出資料調査依頼ノ件」は注目に値する。

「鉱夫補充問題ニ関シ去二日内務省社会局ニ於テ鉱山監督局長會議ヲ開催協議ノ結果就業時間ノ延長ハ実現サルムコトムナル模様ナルモ其他ノ保護鉱夫坑内並ニ深夜就業ノ緩和及半島人移入問題ニ関シテハ社会局ハ依然トシテ未ダソコ迄問題切迫シ居ラズトノ見解ノ下ニ早急ノ実現至難ノ様子ニ有之候ニ就テハ鉱山局トシテハ今後ノ個々ノ問題ニ関シ具体的ニ社会局ト折衝ヲ継続スル方針ニ有之……商工省トシテハ右資料(「省略」)ヲ以テ社会局計画ノ職業紹介所利用制度ヲ打破シ、自由募集制ノ已ムナキヲ主張セントスル意図ニ有之」(『石炭(鉱業)聯合会関係「書類」』(自昭和十二年七月至昭和十二年十二月、傍点筆者)。

(5) 労働省『労働行政史』(第一巻)、昭和三十六年、六三九頁。

職業紹介所が労働需要に対処できなかつたことについて、関係者の一人は次のように語っている。

「昭和十三年中に於ける〔福岡県下〕労働者求人総計を申し上げますと、九八、七一四人と云ふ事になつて居ります。その内実際就職致しました者が三六%で三六、〇七六人と云ふ様な誠に貧弱な数字になつて居ります。残余の六割余は結局職業紹介機関に依つては満足を得なかつたと云ふ事になるのであります。勿論此の外の方法によつて實際労働に就いて居る者も多数有る訳であります(協調会福岡支所「農村と鉱工業との関係」労働関係を中心にして)」、昭和十四年、一一頁。

(6) たとえば、『石炭山鉱夫ノ移動防止 国民登録、賃金規制並ニ募集ニ関スル陳情書』(昭和十三年八月三十一日)、『労働懇談会』(同年九月二十七、二十八日)における聯合会の要請を指摘できよう。

(7) 『三池鉱業所沿革史』(第七巻、労働課二)、別紙第四一号。参考のために、『昭和十四年八月分労働者募集状況報告』を掲げておく(後掲)。

(8) 『石炭(鉱業)聯合会理事會報告』(自昭和十六年一月至昭和十七年一月)。

(9) 『鉱山監督局往復』(自昭和十七年五月至昭和十七年十二月)。

なお、同炭礦は十七年七月十日、福岡鉱山監督局へ提出の「石炭山減産対策協議会参考資料」中、応召者数迄の縁故募集の許可を要望している。

「現在応召者二千六百九十七名ニシテ而モ之等ノ者ハ農村出身ノ優良労働者ニシテ坑内ノ第一線ニ於テ中堅労働者トシテ稼働シ居リタル者ナリ之等坑内第一線ニ於ケル中堅従業員ノ補充対策トシテ応召者数迄農村ヨリノ縁故募集ノ許可ヲ願度シ 農村ニ於テモ食糧増産ノ点ヨリ種々困難アルモノト

予想セラルム之ニ対シテハ都市、中小商工業者或ハ半島人ヲ以テ充足スレバ可ナラン(傍点筆者)。この件に関しては以前から炭礦関係者の願望であり、胸中を吐露している。

(10) たえば、第四回行政査察(昭和十八年十二月十六日)での三菱飯塚炭礦の関係者は次のように語っている。

(18年)十一月迄の出炭欠減量約一四、〇〇〇噸を補ひ指令出炭確保の爲能率を在籍一人一ヶ月当二三噸とするも直ちに約四〇〇名の増員を要する現状なり而して当坑は半島人の内地人に対する比率が略々飽和点に達し居ると思はるゝに付この四〇〇名の増員は能ふ限り内地人定着勞務にて充足され度きものと思ふ。年を逐ふて出炭能率が低下し居るは切羽状況、資材状況にもよるが又一面応募等による内地人中堅勞務者の減少を勤報隊、半島人等の不熟練者乃至は低賃者によつて補充するの外なきにより勞務の量は増しても質の低下がそれ以上なる爲なり。この局面を打開する爲には是非共内地人定着勞務者の確保を要する次第なり。(三菱鉱業株式会社飯塚礦業所 國家要請に伴ふ強行出炭資料「自昭和十七年至昭和二十年」)。(11) 全社場所長會議での三菱飯塚炭礦渡辺所長の説明。麓三郎「三菱飯塚炭礦史」、昭和三十六年、一六六頁。(12) 運輸省鉄道總局總務局「石炭鉱業の展望」、昭和二十二年、一二八頁。

三 石炭増産計画の限界と破綻

昭和十二(一九三七年)九月、商工省は、聯合会からの答申書「石炭供給五箇年計画」⁽¹⁾を基礎に十二年度以降十六年度迄の石炭増産計画を策定した。

ここに石炭の國家統制への第一歩が始まるが、増産計画の達成には必要な人的及物的基盤の安定性が前提とされることは言うまでもない。

周知のように十五年度の石炭生産量は、五、七〇〇万(目標五、八〇〇万)噸と日本石炭産業史上、最高の実績を残したが、戦争の長期化は、すでに石炭需給の不均衡を生じさせており、徐々に日本石炭産業の脆弱性を露呈させていった。増産計画当初から危惧されていた「労働者ノ応募ニシテ極度ノ能率低下並ニ補充難及機械納入遅延」は、増産の隘路となり、このことは年を逐つて深刻化し計画を次第に狂わしていった。この意味で十五年度の実績は、すでに石炭生産力の限界を示していた。

政府は十五(一九四〇)年度の石炭生産目標の達成が懸念された十五年末、「石炭増産強調期間」(十六年一月一日〜同年三月三

十一日)を設定し、増産運動の期間中、次の事項が特別配慮・援助された。

「第一、給与に関する措置―労務者の勤続奨励並に稼働率、能率等の向上の爲給与の特別考慮 第二、労務者年金保険制度上の特別考慮 (イ)坑内労務者勤続期間の特別考慮、(ロ)従前勤続期間を加味加算、(ハ)一定礦山勤続者の優遇 第三、表彰制度―鉱山労務者の国家的名誉顕彰の急速実施 第四、生必物資の確保供給に特別考慮を払うこと 第五、労務者住宅用資材並に労力の供給 第六、特殊用炭礦労務者確保の特別考慮並に農閑期労務及転廃業者の積極的募集に就き関係庁の石炭重点主義強調」。

十五年度第四・四半期の場合、特に労務問題に力点が置かれ、この運動以降も、逐次連続的に増産運動が繰返えされた(表―4参照)。先の運動はある程度効を奏し、目標額に近い成績をあげたと云え、坑夫の充足に関しては再検討を迫られるほど深刻な問題となつた。事態を重視した企画院は各鉱山監督局へ鉱山労務の根本対策に関する答申方を要請して⁽³⁾おり、また十六年八月聯合会は、日本金屬鉱業聯合会と共同で「鉱山労務根本対策意見書」⁽⁴⁾を政府へ提出し、懸案事項の解決を迫つた。

昭和十六年十月、三菱鉱業の或る幹部は筑豊礦業所を訪れ次のような訓辞をなし従業員を督励している。「出炭不振ノ主ナル理由ハ第一勞力ノ不足ニ依ルガ夫ニシテモ本年五月以降ノ出炭実績ヲ指数(五月ヲ一〇〇トス)ニ就テ見ルニ筑豊ノ大手筋平均八二以上ナルニ対シ当所平均七二デ又能率ノ点カラ言ツテモ当所在籍一人一ヶ月出炭平均事変前ハ二四ノ二五噸デアツタモノガ最近ハ一六ノ一七噸トナリ甚ダ遺憾デ、業績の回復を計るには(一)上下一致ノ覚悟ガ必要デアル (二)人ヲ集メルハ絶対的問題デアル (三)經濟的關係ヲ色々研究調査シテ能率ノ向上ニ資セヨ (四)命令系統ノ一貫「ガ必要」と説いた。

戦争が長期化し、しかも戦局が不利になるや実質がともなわぬ増産運動は次第に行き詰つていつた。「相つゞ増産運動の鞭で、これまで年間五、五〇〇万噸前後の生産が辛くも保たれてはきたが、増産運動自体にも矛盾を孕んでいた。それは第一、増産期間中に増産されてもそれが終ると忽ち生産が落ちるということであつた。未熟練労務者(勤勞報國隊や朝鮮人)の増大は炭礦夫一人当りの年間出炭能率の低下をもたらした。また、生産割当量の達成を急ぐのあまり、坑道掘進や採炭後

の整備が犠牲にされて乱掘に走り、増産期間後に改めて掘進を慌てねばならぬため、期間後の出炭が極度に落ちた。それとも、積年の無理矢理増産のため、炭鉱自体の疲労が急にこの頃(十七年上期)になると一般に目立ち始めたのである。⁽⁶⁾

三井三池炭礦は、十七年七月二十日開催(於福岡市)の「石炭山減産予防対策協議会」で、「今後ノ対策及要望事項」として次の点を摘記している。⁽⁷⁾

(一) 労務者の確保 (イ) 社宅寄宿舎の増設、(ロ) 通勤電車運転の促進、(ハ) 応召者数迄の縁故募集の許可、(ニ) 賃金統制令の適正化、(ホ) 従業員
の技術訓練、(ヘ) 保安の確立、(ト) 労務者の適正配置、(チ) 労務者生活必需品ノ増配 (二) 資材の確保 (イ) 機械品に対する資材、(ロ) 排水設備
資材、(ハ) 通気用堅坑開鑿資材。

悪条件の累積にもかかわらず、十五年度以降、石炭生産は多少の減少をみたが、十八年度迄はむしろ驚異ともいえる目標達成率を示した。すなわち十六年度五、五〇〇万噸(目標五、九〇〇万噸)、十七年度五、四〇〇万噸(同五、七〇〇万噸)、十八年度五、五〇〇万噸(同五、六〇〇万噸)で、とりわけ「一八年度第四・四半期の生産は一、五三四万噸という戦時中の最高をあげることができた。このため下期の出炭は二、九二九万噸に上つた。これは一五年度下期の三、〇〇〇万噸余には及ばなかつたが、一六、一七両年度の下期出炭を凌駕した。結局一八年度の年間内地出炭五、五五四万噸は一五年度には及ばなかつたが、一六年度と殆ど同量に漕ぎつけ一七年度より一三六万噸増をとげた。当初の生産力拡充計画目標の五、五〇〇万噸も突破した⁽⁸⁾」。

ところで昭和十八(一九四三)年度の出炭計画が当局の強権的な方針で確定されたことは、次の経緯からも察せられる。

すなわち、三菱九州各礦業所における十八年度下期の出炭計画は二七〇万七千噸であつたが、同年八月六日に福岡鉱山監督局から四三、〇〇〇噸増の要請があり、九月十四日「昭和十八年度下期緊急出炭確保ニ関スル協議会」で更に七五、〇〇〇噸が加算された。この件で筑豊礦業所長は「当所並社内九州各場所ニ対スル割当ハ別表(省略)ノ通り龐大ナル数量ニ有

之当所トシテハ既ニ去月〔八月〕六日開催ノ石炭統制會福岡支部ニ於ケル十八年度下期増産第一次打合會ニ於テ年頭事業計画〔九六万五千噸—三菱筑豊〕ヨリ六、〇〇〇噸ノ追加割當ヲ強要セラレ居ル事情モアリ此上ノ追加割當ハ各炭坑実情ヨリ見テ到底引受兼致ル旨説明致候モ当局ヨリ殆ンド半命令的ニ強要セラレ如何トモ難為ニ付当方トシテハ極力出炭確保ニ最善ヲ尽スコトト可致候間御了承被下度⁹⁾と報告している。当初の事業計画では出炭目標を越えており、第一次要請（八月六日）分で九九・三%の達成率であつた。それでも第二次要請分が九六・七%（表—5参照）の成果を見たのはそこに相当な無理があつたと察せられる。

「石炭ノ緊急増産及明年度ニ対スル特別増産ヲ目的」とする第四回行政査察が十八年一二月実施されたが、これに先立つて行われた会談で、三菱鉱業の首脳は次のように炭礦事情を述べている。

「各坑何レモ種々自然ノ制約アルニ加フルニ勞力資材ノ不足アリ、本年〔十八年〕度下期ノ資材割當著シク遅延ノ状態ノ如キハ遺憾トスル所ナリ、業者トシテハ一層現有勞力、資材ノ活用能率向上ニ渾身ノ努力ヲ払フベキハ勿論ナルモ、之ニヨル増産大ナルコト期シ難シ、是非共量的増加ニ俟タザルベカラズ、即チ当局ノ至大ノ援助ヲクシテハ増産不可能ト思惟ス、能率低下ノ主因ハ半島人、勤報隊員ノ比率増加（内地人能率ヲ一〇〇トスレバ半島七〇、勤報四五—五〇程度デアル）¹⁰⁾」。

その後十九年度に入るや石炭生産の諸条件は悪化の一途をたどり減産のテンポを速めていく。同年は生産計画目標六、三〇〇万噸を著しく下回る四、九〇〇万噸にとどまつた¹¹⁾。とくに十九年下期以降は減産防止どころか生産の破綻をきたしていく〔表—5、図—2参照〕。

図—2は三菱方域における石炭生産、坑夫数、出炭能率の推移表であるが、石炭増産を支えてきたのは多数の未熟練労働者であつたことを如実に示している〔図—1も参照〕。一人当り一月出炭高は昭和十年の二三・四噸を最高に下降をたどり、殊に十四年以降が著しい。この年は勤勞報因隊、朝鮮人が多数雇傭され出した時期であり、もともと炭礦に不向きな層であつた。礦業所は低質な労働力を労働強化によつて補完した。労働強化は、当然のことながら、稼働率の高維持の要請と、死

傷者数、災害件数の増加を招来した。三菱方城の場合、坑内夫の稼働率は昭和十五年度で八四・六%、十八年度には八六・三%へ上昇、十九年度でも八四・四%を維持している。死傷者総数は十六年度六六六人、十七年七四九人、十八年九三八人、十九年一、二二八人と増加した。⁽¹²⁾

- (1) 答申書の内容については、『石炭(鉱業) 聯合会議事録』(自昭和十二年一月至昭和十三年十一月)、『石炭時報』(第二卷第八号)を参照されたい。
- (2) 運輸省鉄道総局総務局『石炭鉱業の展望』、昭和二十二年、一四六―七頁。
- (3) 各鉱山監督局の答申内容については、『日滿支石炭時報』第一四号(昭和十六年六月)、同第一五号(昭和十六年七月)を参照されたい。
- (4) 意見書の内容については、『日滿支石炭時報』第一七号(昭和十六年九月)を参照されたい。なお、日本鉱山協会は、十六年九月、鉱業技術者充足に関する建議書と方策を提出している。内容については同上誌第二三号(昭和十七年二月)を参照されたい。
- (5) 三菱筑豊礦業所「勝保常務御中筑豊礦業所ニ於ケル御打合せ事項摘要」、昭和十六年十月二十二、二十三日。
- (6) 日本経済研究所『石炭国家統制史』、昭和三十三年、三五九―三六〇頁。
- (7) 『鉱山監督局往復(書類)』(自昭和十七年五月至昭和十七年十二月)。
- (8) 前出、『石炭国家統制史』、三六四頁。
- (9) 三菱鉱業株式会社飯塚礦業所『国家要請に伴ふ強行出炭資料』(自昭和十七年至昭和二十年)。
- (10) 同前。
- (11) 石炭生産の重点が原料用炭と発生炉用炭にあつたため、生産の漸減傾向の中で、特殊用炭は高い計画達成率を示した。
- (12) 『三菱方城(山史)』、昭和三十一年。

四　　む　　す　　び

以上、考察してきたことを整理しむすびに代えたい。

(一)昭和十三(一九三八)年以降、戦時労務統制が強化されていくに従い、炭礦独自の募集制度は次第に崩壊せざるをえなかつた。しかしながら、公的機関は旧来の制度に代替できる能力をもちえず、少なくとも太平洋戦争頃まで旧来の方法を中心に坑夫を充足せざるをえなかつた。

(二)坑夫の主たる供給源である農村地域は戦時を迎えずに人口減少を来し、従来のような供給数を期待しえず、やむなく朝鮮人、勤労報国隊へ依存せざるを得なくなる。だが、勤労報国隊は短期日の奉仕隊で臨時夫的な役割でしかなかつた。それでもかれらを雇傭せねばならなかつたところに炭礦の苦悩があつた。朝鮮人は応召坑夫に代つて期待が寄せられたが、昭和十四年秋を境にかれらの労働力の質は異なつていた。戦争末期には更に工場転換者、勤労学徒、挺身隊、中国人、俘虜、囚人⁽¹⁾等々が雑多に加わつた。こういった人々が炭礦労働に不向きであることを承知で企業は雇傭せざるをえなかつた。なお、本稿では触れなかつたが、応召等による技術者、職員の不足も坑夫と同じく深刻な問題であつたことは当然である。

(三)石炭生産量は昭和十五年度をピークに以後減産に向うが、それでも十八年度迄は生産目標に近い達成率を示した。

十九年度に至り石炭の生産活動は破綻をきたし、この時点での炭礦労働力の極度な疲弊、資材の絶対的不足、流通機構の混乱は最早いかんともし難かつた。十六年一月以降、連続的に実施されてきた増産運動も次第に形骸化し、精神運動のみが鼓舞された。

日本石炭産業は、敗戦後の復興過程とりわけ傾斜生産時期においてもこれらの苦渋から逃れえなかつた。⁽²⁾

(1) 三菱筑豊礦業所は、方城炭礦の採炭に付、福岡刑務所と委託契約を結んでいる。契約期間は、昭和二十年七月二十四日～同二十一年三月三十一日迄で、採炭作業人員は三〇〇人～五〇〇人であつた。(「方城炭礦」勤労課『方城作業場契約書綴』)。

(2) たとえば、坑夫募集については再び敗戦直後の混乱期から狂奔しなくてはならなかつた。明治鉱業平山鉱業所『通信綴』には当時の状況が詳細に報告されている。

付記 記述するに当り聯合会、三井三池炭礦関係は三井鉱山株式会社所蔵、三菱筑豊礦業所、同飯塚礦業所関係は三菱鉱業セメント株式

会社所蔵、明治鉱業平山鉱業所関係は九州大学石炭研究資料センターの史料を使用した。閲覧するに当り、右の機関ならびに三井文庫に大変お世話になつた。記して感謝の意を表します。

表-1 联合会加盟炭坑夫募集状況の推移表(九州地方)

年月	当月就職者数							当月離職者数			当期末坑夫数	雇入率 %	解雇率 %	
	当月採用者数						長期不就業者中当月中ニ復業セル者	合計	当月解雇者数	当月中ニ長期不就業トナリタル者				合計
	募集従事者ニヨル者	紹介所又ハ指導所ニヨル者	其他国内ニテ募集ノ者	朝鮮人	小計	合計								
昭和15年1月	835 (175)	754 (571)	6,689 (4,081)	607 (98)	8,885 (4,925)	260 (176)	9,145 (5,101)	8,446 (5,213)	533 (326)	8,979 (5,539)	111,658 (67,162)	8.19 (7.60)	8.04 (8.25)	
15年2月	851 (107)	673 (434)	6,498 (3,949)	839 (319)	8,866 (4,809)	324 (228)	9,190 (5,037)	8,287 (5,002)	737 (455)	9,024 (5,457)	112,003 (66,687)	8.21 (7.55)	8.06 (8.18)	
15年3月	858 (103)	630 (314)	6,773 (3,960)	709 (257)	8,970 (4,634)	328 (221)	9,298 (4,855)	9,001 (5,541)	343 (208)	9,344 (5,749)	112,024 (65,860)	8.30 (7.37)	8.34 (8.73)	
15年4月	754 (87)	548 (382)	6,014 (3,741)	2,625 (1,808)	9,941 (6,018)	595 (357)	10,536 (6,375)	8,870 (5,640)	182 (119)	9,052 (5,759)	112,591 (66,476)	9.36 (9.60)	8.04 (8.66)	
15年5月	767 (72)	185 (96)	5,102 (3,207)	64 (50)	6,118 (3,425)	632 (446)	6,750 (3,871)	7,843 (4,692)	430 (312)	8,276 (4,975)	110,314 (65,372)	6.12 (5.92)	7.50 (7.61)	
15年6月	723 (115)	198 (78)	5,240 (3,405)	266 (177)	6,427 (3,775)	303 (186)	6,730 (3,961)	7,444 (4,659)	232 (174)	7,676 (4,833)	113,657 (68,032)	5.92 (5.82)	6.75 (7.10)	
15年7月	1,037 (204)	517 (279)	5,832 (3,691)	1,460 (967)	8,846 (5,141)	384 (292)	9,230 (5,433)			8,006 (4,547)	114,892 (68,918)	9.987 (5.209)	8.03 (6.60)	
15年8月	1,163 (155)	782 (478)	6,688 (4,119)	2,053 (1,483)	10,686 (6,235)	444 (319)	11,130 (6,554)			9,381 (5,857)	116,641 (69,615)	11,116 (6,503)	9.54 (9.14)	8.04 (8.41)
15年9月	944 (151)	704 (392)	6,680 (4,220)	721 (615)	9,049 (5,378)	366 (246)	9,415 (5,624)			9,171 (5,566)	116,885 (69,673)	10,866 (6,400)	8.05 (8.07)	7.85 (7.99)
15年10月	789 (95)	345 (81)	6,510 (3,975)	211 (32)	7,855 (4,183)	551 (344)	8,406 (4,527)			11,006 (6,420)	118,413 (67,771)	10,732 (5,725)	7.10 (6.68)	9.29 (9.49)
15年11月	673 (93)	733 (397)	6,245 (3,590)	472 (274)	8,123 (4,354)	507 (351)	8,630 (4,705)			8,418 (5,044)	122,930 (71,472)	10,425 (5,661)	7.02 (6.58)	6.85 (7.06)
15年12月	556 (100)	2,153 (1,539)	5,476 (3,215)	3,454 (2,556)	11,659 (7,410)	591 (426)	12,250 (7,836)			7,171 (4,000)	127,989 (75,299)	13,330 (7,801)	9.57 (10.40)	5.60 (5.32)
16年1月	589 (73)	2,908 (1,807)	5,773 (3,515)	1,580 (1,184)	10,850 (6,579)	483 (321)	11,333 (6,900)			9,643 (5,620)	130,131 (76,585)	13,964 (8,459)	8.70 (9.00)	7.41 (7.33)
16年2月	462 (82)	8,402 (5,682)	5,311 (3,133)	862 (669)	15,037 (9,566)	518 (351)	15,555 (9,917)			9,020 (5,541)	136,065 (80,901)	13,815 (8,654)	11.43 (12.25)	6.63 (6.84)
16年3月	390 (26)	2,098 (1,355)	5,653 (3,181)	1,141 (465)	9,282 (5,027)	511 (343)	9,793 (5,370)			13,193 (8,467)	132,668 (77,864)	14,287 (8,630)	7.38 (6.99)	9.94 (10.87)
16年4月	388 (22)	948 (421)	7,289 (3,251)	1,746 (1,277)	10,371 (4,971)	362 (196)	10,733 (5,167)			13,357 (7,972)	129,977 (74,992)	14,613 (9,026)	8.26 (6.89)	10.28 (10.63)
16年5月	472 (24)	632 (224)	5,287 (3,083)	925 (584)	7,316 (3,915)	260 (168)	7,576 (4,083)			8,993 (5,240)	128,560 (73,835)	14,563 (8,946)	5.89 (5.53)	7.00 (7.10)
16年6月	397 (94)	607 (229)	4,207 (2,382)	1,159 (877)	6,370 (3,582)	207 (136)	6,577 (3,718)			8,359 (5,206)	126,778 (72,347)	14,488 (8,933)	5.19 (5.14)	6.59 (7.20)
16年7月											126,270 (72,116)	14,067 (8,640)		
16年8月	422 (12)	7,116 (4,039)	5,358 (2,825)	1,419 (918)	14,315 (7,794)	421 (255)	14,736 (8,049)			11,217 (7,058)	129,789 (73,107)	13,800 (8,255)	11.35 (11.00)	8.64 (9.65)
16年9月											122,861 (68,367)	13,649 (8,134)		
16年10月	266 (一)	1,320 (444)	3,980 (2,351)	578 (339)	6,144 (3,134)	334 (221)	6,478 (3,555)			10,229 (5,963)	119,110 (65,759)	13,049 (7,601)	5.44 (5.41)	8.59 (9.07)

備考 (1) 「石炭联合会理事会報告」(自昭和十六年一月至昭和十七年一月)、「石炭联合会理事会決議録」(昭和十五年)所収の「石炭鉱業联合会加盟炭坑労働者募集状況報告」を加工、昭和16年7月、同年9月は当該報告を欠いているため当期末坑夫数のみを表示した。
 (2) 各月の上段の数字は联合会加盟炭坑九州関係(筑豊、肥後、推薦)の通計、()内の数字は筑豊、各斜線の下段の数字は朝鮮人坑夫数である。

表-2 職種別坑夫雇入人員表(明治平山第五坑)

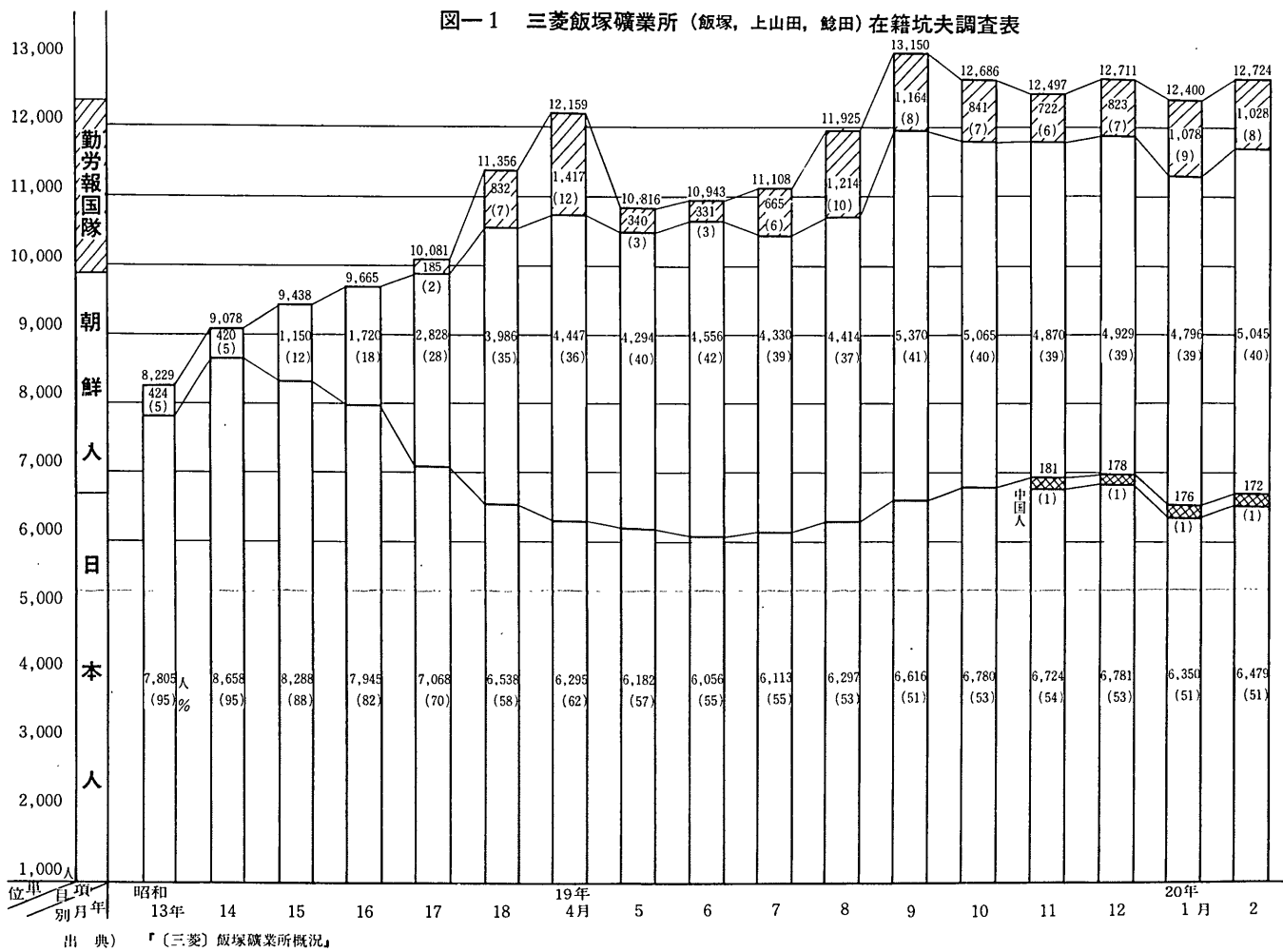
年月	一般										短期					朝鮮人					合計				
	採炭夫	掘進夫	坑内掉取	支柱夫	仕練夫	発破夫	坑内大工	坑内雑夫	坑外掉取	坑外雑夫	坑外大工	小計	採炭夫	掘進夫	仕練夫	坑外雑夫	小計	採炭夫	掘進夫	支柱夫		仕練夫	坑内大工	坑外雑夫	小計
昭和16年1月	8										8														8
16年2月	1	1	1								4														4
16年3月	5										5	14													19
16年4月	12	3									15							16							31
16年5月	5										5														5
16年6月	8										8							2<2>						2<2>	10
16年7月	2	5		2							9	8						8	10						27
16年8月	6	3		1			1				11	13						13	4						28
16年9月	1	1	1				1				4														4
16年10月	1	1									2														2
16年11月				1	1						3														3
16年12月	2	3									5														5
小計	51	17	2	4	1		2			2	79	35					35	32<2>						32<2>	146
17年1月	2										2	13						13	10						25
17年2月				1	1			2			4	4	2					6							10
17年3月		2									2		6					6	15						23
17年4月		3			1	1			1		6														6
17年5月							1				1							18							19
17年6月												3	6					9	18						27
17年7月			1								1														1
17年8月	2	1									3	31						31	10						44
17年9月																			1	1					2
17年10月	1								2(2)		3(2)														3(2)
17年11月	1										1	6						6	16						23
17年12月												6						6							6
小計	6	6	1	1	2	1	1	3	2(2)	2	23(2)	63	14				77	62	26	1					89
18年1月											2(2)	17						17	15						34(2)
18年2月												5	4					9							9
18年3月					1						1							1	4						6
18年4月											1		8					8	21						30
18年5月																		1<1>							1
18年6月											1	6						6	20	1<1>		1			29
18年7月											1	1	1	3											3
18年8月				1	1				1(1)		3(1)	7		3	10			14							27(1)
18年9月	1										1		15					15	3<3>						19
18年10月											1(1)	1(1)						2							3(1)
18年11月	1										1	14						6	20						36
18年12月																									
小計	2		1	2				3(1)	5(3)	1	14(4)	49	27		9	85	28<4>	68<2>	1<1>		1				98<7>
19年1月	1										1	16						16							17
19年2月	2	</																							

表-3 事由別坑夫解雇者数(明治鉱業平山第五坑)

項目 年月	一 般									短 期				朝 鮮 人				合計		
	帰郷	疾病	他坑 転出	応召 徴用	逃亡	長期 不就業	職 転 その他	雇 員 昇格	小計	帰郷 (期間完了)	逃亡	応召 徴用	他坑 転出	小計	逃亡	帰国 (期間満了)	他坑 転出		疾病	小計
昭和16年1月	1				2		1		4人										4人	
16年2月	1				1		1		3										3	
16年3月	1				4				5	3			3						8	
16年4月	1	1<1>			1	4	1	1	9<1>	11			11	2				2	22	
16年5月	3	2<1>			4				9<1>							1		1	10	
16年6月	4				3		2	1	10					6				6	16	
16年7月	3	1	1	1	2		5		13										13	
16年8月	3	1				1			5	8	1		9	7				7	21	
16年9月	3	1			1		3		8	12			12	2				2	22	
16年10月	7	1				2			10										10	
16年11月	1								1										1	
16年12月		3		1	1			1	6					2				2	8	
小計	28	10<2>	1	2	19	7	13	3	83<2>	34		1	35	19		1		20	138	
17年1月	5				4	2			11		4	1	5						16	
17年2月	1					1	1		3	1			1	6				6	10	
17年3月	3	1		4					8	6	2	1	9	6				6	23	
17年4月	1	1<1>		1			1		4<1>	10			10	4				4	18	
17年5月					1				1					4				4	5	
17年6月			1						1	1			1	8			1	9	11	
17年7月	1		1		3				5	8			8	2				2	15	
17年8月		1							1					8				8	9	
17年9月										26			26	3				3	29	
17年10月	1	1	1		2	3	1		9	5			5	1				1	15	
17年11月		1		1	3				5					1	2			3	8	
17年12月										5			5	6				6	11	
小計	12	5<1>	3	6	13	6	3		48<1>	62	6	2	70	49	2		1	52	170	
18年1月		1			3				4	6			6						10	
18年2月			1		3		1		5					2				2	7	
18年3月						1			1	5	-1		6	3				3	10	
18年4月				1				3	4	19			19	2	3	1		6	29	
18年5月	1								1										1	
18年6月					1(1)				1(1)	8			8	11			1	12	21(1)	
18年7月				1	1		1(1)		3(1)					3				3	6(1)	
18年8月										6			6	5				5	11	
18年9月	1				1				2					2	2		2<1>	6<1>	8	
18年10月	1				1				2	25			25	6				6	33	
18年11月				1					1		1		1	5				5	7	
18年12月				1	2(1)				3(1)	19			19	2				2	24(1)	
小計	3	1	1	4	12(2)	1	2(1)	3	27(3)	88		2	90	41	5	1	3<1>	50<1>	167(3)	
19年1月				1	2				3					4		1		5	8	
19年2月		1<1>			1				2<1>					1				1	3	
19年3月			1						1	16			16	2			1<1>	3<1>	20	
19年4月	1				2			2	5			1	1	4		1		5	11	
19年5月			4						4	30	1		31	5		13		18	53	
19年6月				2					2	5			5	10				10	17	
19年7月			1	1					2	8		1	9	2				2	13	
19年8月										12			12						12	
19年9月				4					4	2	5	1	8	7		1		8	20	
19年10月										1	1		2	6	2	1		9	11	
19年11月				1					1	6			6	6			1<1>	7<1>	14	
19年12月		1<1>	2						3<1>	12			12		23	1		24	39	
小計	1	2<2>	8	9	5			2	27<2>	91	1	7	3	102	47	25	18	2<1>	92<2>	221
20年1月			1	2	1		3(1)		7(1)	4			4	5			1	6	17(1)	
20年2月														5				5	5	
20年3月					3				3	18			18	6				6	27	
20年4月																				
20年5月										13			13	7				7	20	
20年6月			7(2)	1					8(2)	18		1	19		4			4	31(2)	
小計			8(2)	3	4		3(1)		18(3)	53		1	54	23	4		1	28	100(3)	

備考) (1) 表-2と同じ史料にて作成。
 (2) ()内の数字は女子坑夫、但し邦人のみ、< >内は死亡者数である。
 (3) 朝鮮人帰国者には、一時帰国が若干名ふくまれる。

図-1 三菱飯塚礦業所(飯塚, 上山田, 鯉田)在籍坑夫調査表



出典) 「三菱」飯塚礦業所概況」

(第二章, 注7) 昭和14年8月分労務者募集状況報告

前期末現在員数 17,246名
 前月末ニ於ケル充足所要員数 1,800名
 当月末現在員数 17,522名

炭礦名	募集出願年月日		募集許可 又ハ不許可 年月日	募集着手 年月日	募集許可区域, 並ニ許可期間			募集予定員数		採用者数			当月中 解雇者数
	年月日	府県名			許可区域	期間	自 至	募集従事者 ニヨルモノ	紹介所 ニヨルモノ	募集従事者 ニヨルモノ	紹介所 ニヨルモノ	其他 応募者	
三池炭礦	14.4.19	福岡県	14.6.2 許可	13.7.11日取 締令ニヨリ 引続募集セリ	福岡市、久留米市、朝倉郡、浮 羽郡、八女郡、三潁郡、山門郡 早良郡、糸島郡、宗像郡	6ヶ月	14.5.22 14.12.1	6ヶ月 240人	3ヶ月60人	86人	2人		
	13.8.29	佐賀県	13.11.29 許可	"	県 下 一 円	1ヶ月	13.11.29 14.11.28	1ヶ月 100人	" 20人	24人			
	13.8.29	長崎県	14.2.25 許可	"	長崎市、佐世保市、西彼杵郡、北 高来郡、南高来郡、東彼杵郡、南 松浦郡、杵岐	6ヶ月	14.2.25 14.8.24	6ヶ月 50人	" 20人	39人			
	13.8.29	熊本県	14.2.25 許可	"	県 下 一 円	1ヶ月	14.2.25 15.2.24	1ヶ月 480人	" 60人	70人	1人		
	13.8.29	鹿児島県	14.5.29 許可	"	県 下 一 円	1ヶ月	14.6.1 15.5.31	1ヶ月 690人	" 50人	71人			
	14.5.29	宮崎県	14.6.29 許可	"	西諸県郡、北諸県郡、南那珂郡 宮崎市、東田杵郡、児湯郡、宮 崎郡、東諸県郡、都城市	1ヶ月	14.7.1 15.6.30	1ヶ月 480人	" 50人	21人			
	13.8.29	大分県	14.2.23 許可	"	大分郡、大野郡、下毛郡、宇佐 郡、速見郡、東国東郡、日田郡 直入郡	1ヶ月	14.2.23 15.2.22	1ヶ月 110人	" 50人	31人	1人		
	14.4.25	山口県	14.5.29 許可	"	下関市、萩市、徳山市、豊浦郡 阿武郡、吉敷郡、大津郡、熊毛 郡、都濃郡、玖珂郡、佐波郡	6ヶ月	14.5.29 14.11.28	6ヶ月 130人	" 20人	37人			
	13.8.29	鳥取県	14.2.6 許可	"	県 下 一 円	6ヶ月	14.2.6 14.8.5	毎月 26人	" 20人	17人			
	13.8.29	岡山県	13.12.23 許可	"	県 下 一 円	1ヶ月	13.12.23 14.12.22	1ヶ月 228人	" 20人	66人			
	14.5.29	徳島県	14.6.21 許可	"	県 下 一 円	6ヶ月	14.6.21 14.12.20	6ヶ月 150人	" 50人	19人			
	14.4.17	高知県	14.5.13 許可	"	県 下 一 円	6ヶ月	14.5.25 14.11.24	6ヶ月 240人	" 40人	8人			
	13.8.29	愛媛県	14.3.29 許可	"	北宇和郡、南宇和郡、東宇和郡 西宇和郡、温泉郡、越智郡、兵 多郡、伊予郡、上浮穴郡	6ヶ月	14.3.29 14.9.28	6ヶ月 140人	" 20人	20人			
	14.6.30	島根県	14.7.29 許可	"	松江市、八東郡、仁田郡、大原 郡、飯石郡、簸川郡、邑智郡、那 賀郡、美濃郡、康足郡、能義郡 安濃郡、邇摩郡、隠岐	1ヶ月	14.8.1 15.7.31	1ヶ月 300人	" 20人	25人			
	14.5.13	広島県	14.7.1 許可	"	比婆郡、佐伯郡、安佐郡、賀茂 郡、安芸郡、山県郡、双三郡、御 調郡、豊田郡、世羅郡、芦品郡 深安郡、沼隈郡	6ヶ月	14.7.1 14.12.31	6ヶ月 245人	" 30人	52人	4人		
	13.8.29	香川県	14.1.16 許可	"	大川郡、木田郡、高松市、三豊 郡、小豆郡、香川郡	1ヶ月	14.1.16 15.1.15	1ヶ月 360人	" 40人	27人			
	14.2.9	兵庫県	14.6.1 許可	"	神戸市、姫路市、飾磨郡	1ヶ月	14.6.1 15.5.31	1ヶ月 30人	" 50人	0			
	14.6.10	大阪府	不許可		大阪府下一円 但大阪市申ノ北ヲ除ク	1ヶ月		1ヶ月 600人					
計	許可県17県	不許可県1県	合計18県				457人	207人	613人	8人	469人	814人	

出典 『石炭（鉱業）聯合会定例報告』(自昭和十四年八月至昭和十五年)。

表-4 石炭増産対策・運動一覧

名 称	期日・期間	対策・運動目的
全国石炭増産強調期間	昭和16.1.1~16.3.31	15年度6,000万トン達成のため、特に労務問題に力を置く。
全国炭礦生産力拡充強調期間	16.8.1~16.9.30	原料用炭、瓦斯発生炉用炭の重点的生産に力点を置き、冬 期最需要期の生産力拡充準備を兼ねる。
戦時非常石炭増産期間	16.12.15~17.3.31	16年度下期における石炭増産に全能力を総動員し、石炭供 給力の飛躍的増産を図る。
選炭強化期間	17.6.1~17.7.31	選炭の可及的強化を図り、優良炭の確保に努め、戦時下輸 送力の増強に資し、併せて品位改善の恒久化を計る。
拳国石炭確保運動	17.10.3~18.3.31	月毎に増産目標を定め、其の確保を期すると共に18年度以 降の出炭計画の樹立に重点を置く。
弱小炭礦の整理統合	18.4.2 (商工省発表、9.1炭礦統合実施要綱決定)	統合完結後の生産高10万トン以上を単位とし、出炭計画の 合理化、経営の刷新、保安の強化を企図す。
昭和十八年度拳国石炭確保運動	18.6.1~18.9.30 18.10.1~19.3.31	採炭、選炭、輸送の強化と共に配給消費の部面における節 約、有効利用。
行政査察使の派遣	第2回行政査察(18.6.25訓令) 第4回行政査察(18.12.6訓令)	第2回は藤原銀次郎を北海道及東北へ派遣、第4回は鈴木 真一を九州地方へ派遣。
価格報奨制度	昭和18.8.31(18.4.1週及実施)	計画生産を遂行すべき緊急物資の生産者で特に優秀なもの への特別報奨制。
石炭減産防止運動	18年夏期	
熱管理強化運動	18.12.15~19.3.31	石炭消費量の一割節約、粗悪炭利用等の徹底と熱管理の査 察、技術指導。
拳国石炭増産運動	19.4.1~19.9.30	昭和18年度に同じ。
軍需会社法の適用	19.4.25(第1回指定)	戦力増強の国家要請に應える使命を負わす。
臨時石炭勤労対策	19.6.18	厚生省内に本部設置、頻発する労務問題の解決を図る。
樺太、釧路における炭礦勤労者、資材等の転換	19.8.11(閣議決定)	南樺太、釧路炭鉱の一時休止、該労務、資材を九州、常磐 へ転換。
工場勤労者配置転換	19.8.28(次官会議決定)	工場勤労者の大量配置転換を本格的に実施、炭礦労務の充 分に当てる。
朝鮮人労務者徴用制	19.9.	従来の官斡旋制に代って徴用制実施。
決戦必勝石炭増産運動	19.10.1~19.12.31	増産の隘路である労務、資材、食糧、作業品、輸送力の確 保及勤労管理の徹底。

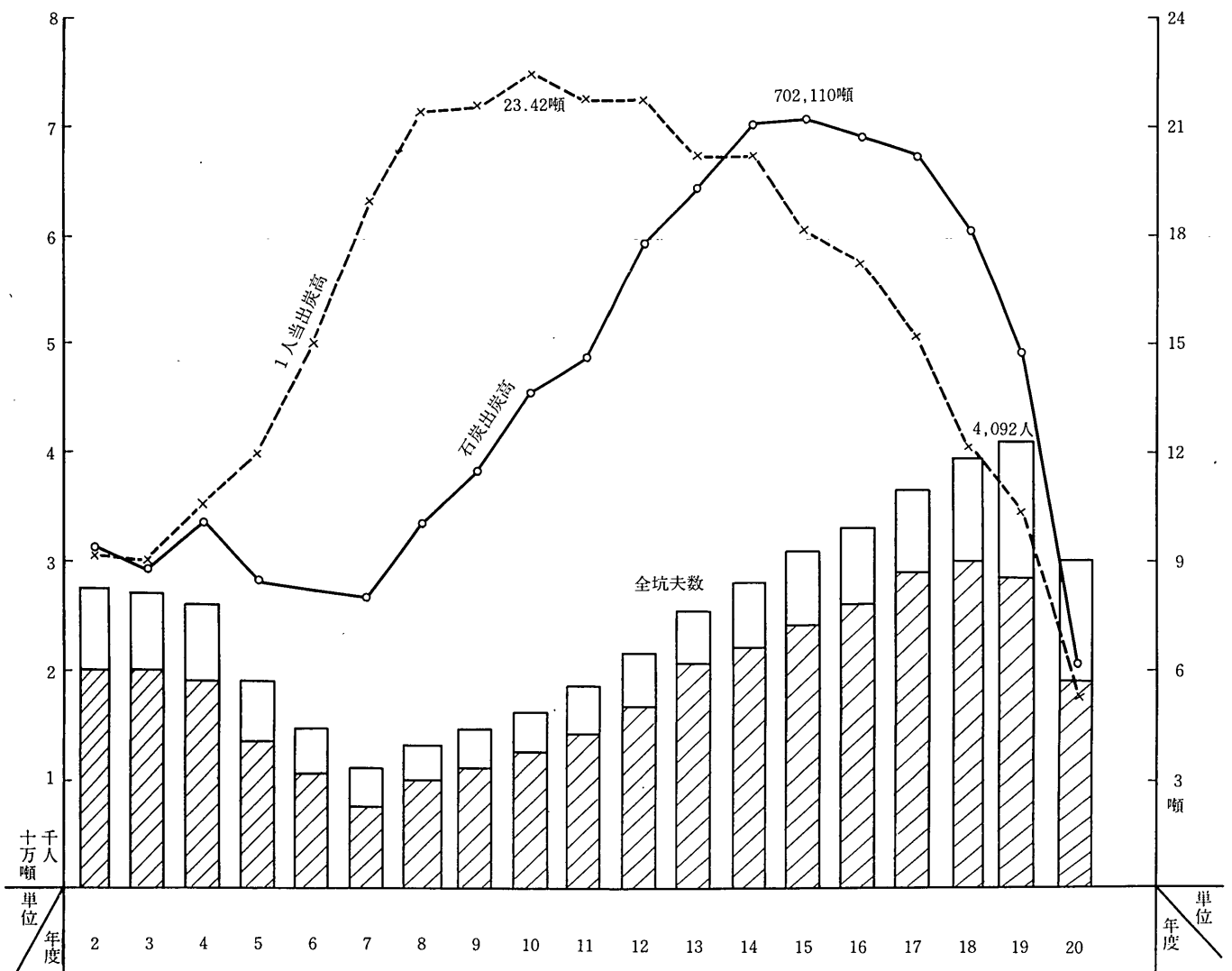
備考) 運輸省鉄道総局総務局『石炭鉱業の展望』、昭和22年、145~153頁より作成。

表-5 昭和18年度三菱各礦業所別実績出炭表(九州関係分)

礦業所別 年月別	飯塚				筑		豊			其他				總計	
	飯塚	上山田	鯉田	計	新八	鞍手	方城			計	勝田	崎戸	高島		計
							本坑	金田	計						
昭和18/4	48,920	40,050	59,600	148,570	43,800		31,100	19,400	50,500	94,300	26,500	98,300	59,500	184,300	427,170
5	50,380	44,250	58,290	152,920	44,500		32,000	20,100	52,100	96,600	27,000	99,500	72,000	198,500	448,020
6	50,100	41,500	56,000	147,600	44,100		28,100	19,100	47,200	91,300	25,500	97,500	64,500	187,500	426,400
7	50,100	42,300	50,600	143,000	40,100		27,600	18,400	46,000	86,100	26,000	96,600	62,500	185,100	414,200
8	45,100	37,300	50,020	132,420	33,500		30,500	18,000	48,500	82,000	25,000	88,200	56,000	169,200	383,620
9	46,500	39,800	50,090	186,890	33,150		28,000	19,700	47,700	80,850	26,500	89,900	55,500	171,900	889,140
上期計	291,100	245,200	324,600	860,900	239,150		177,300	114,700	292,000	531,150	156,500	570,000	370,000	1,096,500	2,488,550
10	47,100	41,000	51,310	139,410	30,600		26,500	19,200	45,700	76,300	20,000	100,000	62,000	190,000	405,710
11	46,100	42,000	53,390	141,490	33,000		28,000	17,000	45,000	78,000	27,500	103,000	56,000	186,500	405,990
12	54,050	49,400	58,600	162,050	38,100		32,500	19,800	52,300	90,400	28,700	118,100	63,000	209,800	462,250
19/1	57,050	53,300	62,300	172,650	42,750		33,100	21,200	54,800	97,050	26,400	110,000	61,000	197,400	467,100
2	60,100	46,500	64,600	171,200	48,100		34,500	20,600	55,100	103,200	27,400	122,900	62,000	212,300	486,700
3	51,000	50,000	72,400	173,400	52,350		35,200	24,100	59,800	111,650	27,600	135,500	56,000	219,100	504,150
下期計	(335,000)	(280,000)	(360,000)	(975,000)	(300,000)		189,800	121,900	(345,000)	(645,000)	(165,000)	(635,000)	(405,000)	(1,205,000)	(2,825,000)
合計	606,500	527,400	687,200	1,821,100	484,050		367,100	236,600	603,700	1,087,750	322,100	1,259,500	730,000	2,311,600	5,220,450
昭和18/4	40,500	43,000	65,100	148,600	46,900		30,000	19,100	48,100	95,000	25,300	109,000	58,000	192,800	435,900
5	41,500	41,500	59,500	142,500	43,300	2,000	32,500	18,000	50,500	95,800	25,600	112,500	52,000	190,100	428,400
6	39,100	32,500	51,400	123,000	39,000	5,010	25,100	14,100	39,200	83,210	24,000	100,100	53,000	177,100	383,310
7	35,200	34,700	52,800	122,700	38,000	5,500	22,000	12,000	34,000	77,500	24,000	89,000	42,000	155,000	352,200
8	37,600	30,200	47,000	114,800	35,000	5,400	22,000	10,500	32,500	72,700	24,000	90,700	38,000	152,700	340,400
9	38,100	28,000	52,000	118,100	32,300	5,500	23,100	10,900	34,000	71,800	25,100	91,000	39,000	155,100	345,000
上期計	(280,000)	(255,000)	(350,000)	(885,000)	(265,000)	(38,000)			(330,000)	(633,000)	(170,000)	(620,000)	(390,000)	(1,180,000)	(2,698,000)
10	232,000	209,900	327,600	769,700	234,500	23,410	153,700	84,600	238,300	496,210	148,000	592,300	282,000	1,022,300	2,288,210
11	41,000	80,000	56,000	127,000	38,000	6,000	29,700	14,000	43,700	87,700	26,800	88,000	44,000	158,300	373,000
12	42,800	31,700	55,900	129,900	37,000	5,800	31,000	12,500	43,500	86,300	26,400	85,000	47,000	158,400	374,600
13	46,100	33,000	57,200	136,300	38,200	5,800	32,000	13,000	45,000	87,000	27,000	95,500	55,000	177,500	402,800
20/1	46,300	30,500	55,100	131,900	36,500	6,000	31,300	13,700	45,000	87,500	26,000	73,500	48,000	147,500	366,900
2	40,100	27,200	47,100	114,400	32,200	5,200	24,200	13,200	37,400	74,800	23,000	63,000	47,000	133,000	322,200
3															
下期計	(303,000)	(252,000)	(359,000)	(914,000)	(256,000)	(39,000)			(290,000)	(585,000)	(163,000)	(646,000)	(324,000)	(1,133,000)	(2,632,000)
合計	(583,000)	(507,000)	(709,000)	(1,799,000)	(521,000)	(77,000)			(620,000)	(1,218,000)	(333,000)	(1,266,000)	(714,000)	(2,313,000)	(5,330,000)

備考) (1) 三菱飯塚礦業所「概況」より加工。(2) 鞍手炭坑は19年5月21日買収。(3) ()内の数字は出炭目標。

図-2 石炭生産、坑夫数、出炭能率推移表(三菱方城炭坑)



備考) (1) 三菱筑豊礦業所「礦業概況説明書」より作成。(2) 斜線の部分は坑内夫数。(3) 1人当出炭高は全坑夫の月当である。